

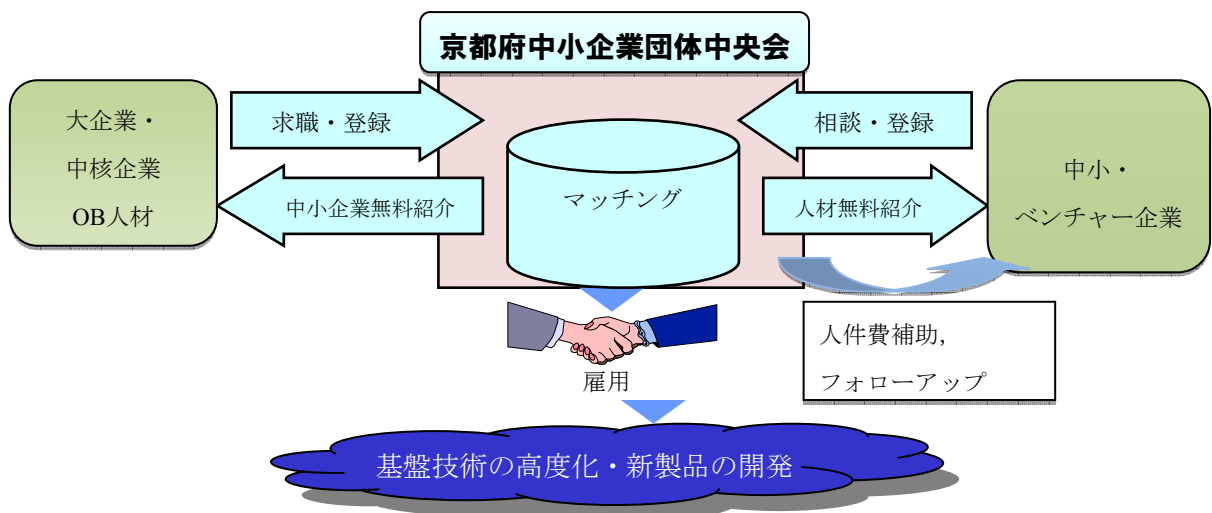
「京都地域中小企業ものづくり技術者支援事業」

京都の産業界が有する国際競争力の根底には、中小企業が支える「優れたものづくり」があり、その基盤技術のレベルの高さが、付加価値の高い製品づくりに大きく貢献してきました。しかしながら、ものづくり技術の高度化の実現や新たな成長市場への展開を積極的に目指す中小企業にとって、人材の育成は大きな課題となっています。

また、海外へのものづくり技術の流出は、製品のみならず、大企業や中核企業等のOB人材の流出による影響も大きく、技術流出対策を講じていくことが必要です。

この度、本会では、京都府・京都市と共同で、経験や知識の豊富な大企業や中核企業等のOB人材(定年退職者、途中退職者等)の方々と優れた人材を積極的に活用したい中小・ベンチャー企業等を結びつける「京都地域中小企業ものづくり技術者支援事業」(重点分野雇用創出事業)を実施します。

平成23年9月22日より、就職希望されるOB人材及びOB人材等を活用される中小・ベンチャー企業等を募集していますので、是非ご活用下さい。



■募集期間 平成23年9月22日(木)～平成24年1月31日(火)

※受付については、本事業に要する予算額の上限に達した時点で終了を予定しておりますので、まずは、お問い合わせください。

※事業期間は、24年3月までを予定しております。

(24年度については、改めて、ご案内を予定しております。)

ホームページ <http://www.chuokai-kyoto.jp>

■募集内容

【就職を希望される企業OB人材】

応募資格：製造・設計ノウハウ、開発コンセプト・発想力などの知識や経験をもつ大企業や中核企業等の退職者等で、概ね50歳以上65歳以下の方

※他の緊急雇用創出事業で1年以上雇用された方は応募できません。

雇用期間：最大平成24年3月31日まで

※ただし、平成24年度予算の状況によって、採用時から1年以内での更新が可能となる場合があります。

【企業OB人材等を活用希望の中小・ベンチャー企業】

総務省が定める日本標準産業分類における製造業及び情報通信業で、京都府内に本社、事業所等を置く中小企業。

- 雇用期間中の経費 1年間継続雇用の場合、1人概ね最大500万円程度
(雇用期間・条件・業務内容等により異なります。給与・賞与・社会保険等の金額を含みます。)

■事業の主な流れ

登録について

技術者OB（求職希望者）、製造業・情報通信企業（採用募集）とも、まず初めに中央会に申込み申請（基本情報）をしていただき、中央会からID・パスワードを受けた後に、それぞれに必要な情報・項目の登録を行います。登録は、申込書に記入の上、中央会まで郵送してください。折り返し、担当より連絡させていただき、申込み内容等の確認をさせていただきます。

申込書は、下記のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.chuokai-kyoto.jp>

※ウェブサイトからの直接募集・応募・登録の仕組は、システム構築次第切替えの予定。

■マッチング支援事業の仕組

当人材マッチング支援事業において、「OB人材の個人登録」と「中小企業の人材募集登録」をいただきましたら、次の手順で事務を進めます。

- ① 京都中小企業団体中央会（以下、「中央会」と記す）が、その登録企業と登録OB人材に面会の上、内容等の確認をさせていただきます。

その上で、その双方の条件・希望等が一致しそうなケースが出てきた場合、あるいはOB人材又は企業側から面接希望があれば、以下の手順でマッチングを進めます。

- ② 先ず個々の人材、中小企業と中央会が(相手名を秘匿の上)個別に面談を実施します。
③ その結果、双方の要望や条件等がほぼ合致し、その双方が相手との面談を希望する場合には、中央会が、双方との面談機会を設定・通知します。
④ 双方の面談で、労働条件/雇用条件等詳細を詰め、雇用につながる結論が出た場合には中央会に連絡いただいた後、事業が開始することになります。
⑤ 事業の開始に当たりましては、次の契約を予定しております。
1. 「技術者OB」⇔「採用企業」(雇用契約)
2. 「採用企業」⇔「中央会」(委託契約)
⑥ 雇用期間中の経費については、契約成立後及び雇用期間終了後にお支払いすることになります。

<送付・お問合せ先>

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階
京都府中小企業団体中央会
「京都地域中小企業ものづくり技術者支援事業」
担当：山村・門・山口
☎ 075-314-7131 FAX 075-314-7130
<http://www.chuokai-kyoto.jp>